

青森県規則第 号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入居申込者は、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二章第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、前項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

第五条第一項中「第二号様式」を「第三号様式」に改める。

第六条中「第三号様式」を「第四号様式」に改める。

第七条中「第四号様式」を「第五号様式」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

第九条中「第六号様式」を「第七号様式」に改める。

第十条中「第七号様式」を「第八号様式」に改める。

第十一条第一項中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同条第三項中「第九号様式」を「第十号様式」に改める。

第十二条中「第十号様式」を「第十一号様式」に改める。

第十三条中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改める。

第十四条中「第十二号様式」を「第十三号様式」に、「第十三号様式」を「第十四号様式」に改める。

第十五条中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改める。

第十六条中「第十五号様式」を「第十六号様式」に改める。

第十七条中「第十六号様式」を「第十七号様式」に改める。

第十八条中「第十七号様式」を「第十八号様式」に改める。

第十九条中「第十八号様式」を「第十九号様式」に改める。

第二十条中「第十九号様式」を「第二十号様式」に改める。

第二十四条中「第二十号様式」を「第二十一号様式」に改める。

第二十六条中「業務」の下に「（個人番号の届出の受理に関する業務を除く。）」を加える。

第一号様式の(裏)の注意事項の1に次のただし書を加える。

ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

第二十号様式を第二十一号様式とし、第二号様式から第十九号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の二様式を加える。

第2号様式 (第4条関係)

(表)
個人番号届出書

年 月 日

青森県知事 殿

住所
届出者氏名
電話番号 (自宅)
(勤務先)
団地名
住宅の番号 棟号

下記のとおり個人番号を届け出ます。

記

氏名	続柄	個人番号			
	本人				

- 注
- 1 個人番号を届け出た者で、知事が個人番号を利用して道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得することに同意するものは、裏面の同意書に署名すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)
同意書

青森県知事 殿

下記の者は、知事が青森県特定公共賃貸住宅条例に基づく事務を処理する場合に限り、個人番号を利用して道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得することに同意します。

記

同意者	続柄 本人	フリガナ 氏	住所 前年1月1日現在の住所地
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	
同意者	続柄	フリガナ 氏	住所 前年1月1日現在の住所地
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	
同意者	続柄	フリガナ 氏	住所 前年1月1日現在の住所地
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	
同意者	続柄	フリガナ 氏	住所 前年1月1日現在の住所地
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	
同意者	続柄	フリガナ 氏	住所 前年1月1日現在の住所地
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	
同意者	続柄	フリガナ 氏	住所 前年1月1日現在の住所地
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)	

注 「同意者」欄の「氏名」については、同意者自身が署名することを原則とするものであること
(代理人が署名する場合は、同意者本人の委任状を添付すること。)

附 則

この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。